

氏名（本籍）	芳賀 和樹（ 山梨県 ）
学位の種類	博 士（ 学術 ）
学位記番号	博 甲 第 6932 号
学位授与年月日	平成26年 3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	生命環境科学研究科
学位論文題目	秋田藩林政改革の研究

主査	筑波大学教授	博士(農学)	加藤衛弘
副査	筑波大学准教授	博士(農学)	首藤久人
副査	筑波大学准教授	博士(文学)	湯澤規子
副査	筑波大学名誉教授	農学博士	成田雅美

論 文 の 要 旨

本研究は、秋田藩を事例に幕藩領主層が生物資源としての「森林資源」をどのように保護・育成したのかを検討し、江戸時代における「林政」の特質を考察したものである。

序章では、先行研究の課題と分析方法を提示した。従来、建築用材需要の激増などで17世紀後半以降には森林資源が減少し、その保護・育成が図られたことが解明されている。このように、森林資源の保護・育成こそが、江戸時代林政の主題であった。しかし、18世紀後期～19世紀中期に、森林資源がいかに持続的に利用されたのかはほとんど明らかでない。また、当該時期の林政史追究は、近代林政の前提解明にも不可欠である。そこで本研究では、当該時期の秋田藩林政改革を、①林政の論理、②森林資源の保護・育成技術、③林政機構や人材に着目して分析した。なお、明治初年には藩営林を主に継承した秋田県所在の官林が、青森・長野・岐阜各県所在の官林とともに、いち早く政府の内務省に直轄化された。この事実からは幕末維新期に全国でも良質・豊富な森林資源を有したことが窺われる。したがって、秋田藩を研究対象とした。

第1～3章は、同藩林政の展開を①林政の論理を重視して解明した部分である。第1章では、前提として17～18世紀中期の林政を整理した。17世紀後半、藩は山林区分や役人を整備して森林資源を保護した。さらに、18世紀前期には植林政策が採用され、同中期には「番山繰」と呼ばれた輪伐計画も創出された。こうした林政の展開は、藩営林利用の地域性、すなわち(ア)米代川流域の用材林「能代木山」、(イ)阿仁川流域の薪炭林「銅山掛山」、(ウ)雄物川流域の水源涵養林「水野目御札林」に即して多様に展開した。

第2章では、同藩林政の転換期となった18世紀後期の林政改革を検討した。同中期以降には凶作が相次いで離農・田地荒廃が進み、財源確保のための用材生産などで森林資源が減少した。これを受け、藩は同後期の林政改革で「産物取立」（諸産物育成）とともに「山林取立」（森林資源育成）を推進し、その「余勢」（稼ぎ）で田地を復興させようとした。しかし、百姓救済のための伐採許可などで、藩営林の森林資源減少は進行した。

第3章では、続く19世紀林政改革の展開と特質を解明した。本改革を主導した財用奉行木山方（財政部局林政担当）は、森林資源の「伐尽」が誘発する事象を多角的に捉え、改革目的として「山林取立」を標榜した。重要なのは、18世紀後期の林政改革を継承し、村方の暮らしを援助する目的で「山林取立」が推進されたことである。また、藩は19世紀林政改革で藩営林のほとんどを木山方支配下に集約し、藩庁の木山方本部を中心に地方役所を編成する林政機構を整備した。これにより、本部の定めた方針に基づきつつも、先述した藩営林利用の地域性(ア～ウ)に即した林政を遂行しうる体制が確立された。

後半の第4・5章は、重要な藩営林であった(ア)能代木山と(イ)銅山掛山を取り上げて、第3章で検討し

た 19 世紀林政改革をさらに追究した部分である。分析にあたっては、特に②森林資源の保護・育成技術と、③林政機構や人材に着目した。第 4 章では、木山方による能代木山の林政機構再編過程と、用材林の保護・育成技術を解明した。木山方による能代木山の林政機構再編は能代町への地方役所設置にはじまり、勘定方式改正などの具体的改革を伴いながら比較的速やかに進められた。その際、地方役所の長官には木山方本部から派遣された人物が就任したが、同時に再編以前の実務に長けた中下級役人も活用された。一方、用材林の保護・育成技術については、番山繰計画に基づきつつも、十分に生育した最低限の立木を選択・伐採する技術が確立された点を指摘した。

第 5 章では、銅山掛山における森林資源の持続的利用政策と、それを支えた技術・人材について分析した。当該時期には、実地見分で明らかになった森林資源蓄積に基づき、適宜修正することを前提とした柔軟で緻密な番山繰計画を立案できるようになっていた。また、森林資源を浪費しないよう、その集約的利用を図って伐出技術も改良された。これらの技術は、主に木山方の下級役人や伐出に従事する百姓らに帰属していた。

終章では、以上の内容を総括して、特に 18 世紀後期～19 世紀中期における林政の特質を考察した。当該時期の林政は、領主だけでなく村方の需要を考慮して進められ、輪伐計画をはじめとする森林資源の保護・育成技術も高度に発展していた。また、林政機構や役人も整備され、特に中下級役人が林政執行に重要な役割を果たしていた。最後に、こうした江戸時代の林政が、森林資源を枯渇させず、近代の官林に森林資源を継承したことと、江戸時代に蓄積された技術やその担い手が、官林経営の基礎を形成した点を展望した。

審 査 の 要 旨

本研究は、近世林政史に関する初めての本格的な研究である。近世日本では大市場からの遠隔地に領主が主導する林業地帯が成立する。既存研究では 17、18 世紀については一定の成果があるが、近代に連続する 19 世紀の研究は等閑視されてきた。近代に国有林地帯となるこうした地域について、それを準備する 19 世紀の研究こそが待ち望まれており、史料的にも充実した秋田藩を対象とした本研究は、その期待に十分応える内容となっている。

特に重要な第 1 は、18 世紀後半の農村荒廃からの復興と関係する 19 世紀初頭に始まる林政改革において、藩の林政を司る「木山方」と称する機関への藩林政の実質的統一を明らかにした点にある。林政は藩領域全体を見渡し、長期的視野をもって展開する必要性があり、この適確な把握が高く評価できる。第 2 は、第 1 と関連して、在地勢力によって支配されていた秋田杉の産地である米代川流域の林政を、木山方が緻密な調査に基づき掌握する過程を解明した点にある。第 3 は、木山方傘下に開設された地方機関に関する分析にある。領域内の薪炭・材木需要や百姓・村々からの森林資源に関する請願に対する適切な処理など、設置理由も極めて実証的に明らかにした。以上 3 点は、19 世紀における木山方の組織的合理性を具体的に提示する分析となっており、高い意義を見いだせる。そして第 4 は、ヨーロッパ以外で日本にしか見られない独自に策定された緻密な森林経営計画を、用材林と鉦山備林の両者において詳細に解明した点にある。総じて、本研究は農林業史の分野だけではなく、世界史や環境史の上からも注目される重要な研究となっている。今後の研究の発展も期待される。

平成 26 年 1 月 22 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものとして認める。